[事案 2020-82] 既払込保険料返還請求

· 令和 2 年 11 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による説明不十分等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年11月に契約した養老保険について、自分には必要のない保険であり、契約当日の説明もほとんど記憶にないことから、既払込保険料から解約返戻金等を控除した差額を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、設計書により本契約の内容を説明しており、申立人は、申込書に署名・押印している。
- (2) 意向確認書により、申立人の意向確認を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明不足等は認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。